

それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第9回 防災物品・防災製品

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、火災の発生を防止し、延焼拡大を抑制または阻止する効果がある「防災物品・防災製品」について説明します。



じゅうたんなどの布製品は、一度火がつくと燃え広がってなかなか消せない。そんな布製品に対して、火に接しても燃えにくい**防災性能**がある「**防災物品**」というものがあるんだ。



この前お客さんがたばこの火を落としてじゅうたんに焦がしちゃったの。



じゅうたん以外にはカーテン、布製ブラインド、どん帳その他舞台などで使う幕類などの布製品のほか、大道具用の合板、工事用シートなどが防災対象物品に定められているんだ。



うちは防災だったから焦げただけだったのね。他にはどんなものがあるの？



他にもなにかあるの？



防炎製品



防炎物品

防炎ラベル

法令で必要となる「防炎物品」とは別に、普段使用するエプロンなど衣類や寝具などの布製品に防炎性能を有した「**防炎製品**」というものもあるんだ。防炎物品や防炎製品がわかるように、防炎性能があるものには「**防炎ラベル**」が付いているぞ。



神戸市では、ホテルや福祉施設の利用者の安全を考え、寝具類は防炎性能を有するものを使用するように努めなければならないと火災予防条例で定められているんだ。



協力：
公益財団法人
日本防災協会



また、防炎性能のない既存のカーテンを防炎加工業者により防炎加工して、防炎物品とすることもできるぞ。

身のまわりには燃えやすい物が多いので防炎物品や防炎製品をうまく活用してほしい。



ほむらくんの チェックポイント!!

【関係法令】

消防法第8条の3

消防法施行令第4条の3

神戸市火災予防条例第50条の10の4

【防炎物品を使用しなければならない防火対象物】

① 高層建築物

② 地下街（16の2）項

③ 消防法施行令別表第(1)～(4)項まで、

(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(12)

項ロ、および(16の3) 項

④ (16) 項のうち③の用途部分

⑤ 工事中の建築物その他の工作物

【防炎の対象となる物品】

・カーテン、布製のブラインド、暗幕、

じゅうたん等、展示用の合板、どん帳

その他舞台において使用する幕及び舞

台において使用する大道具用の合板並

びに工事用シート

【防炎製品(例)】

・寝具類、テント類、自動車・オートバイ

等のボディーカバー、防災頭巾等、衣

服等、祭壇、防火服、活動服、作業服

次回は

「警報設備」です。

